

# 令和7年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間 改善神奈川県地方協議会」の取組みについて

（関東運輸局神奈川運輸支局・一般社団法人神奈川県トラック協会）

# 関東運輸局神奈川運輸支局の取組み 及び国土交通省の施策について



# 法改正等の周知活動・Gメンパトロールの実施

## 法改正等の周知活動

トラック事業者・荷主企業等対象とした説明会において講師を務め、最近の法改正やトラックGメンの活動内容等について周知説明を行い、関係者の理解促進と適正な取組の推進に努めた。

## 参加した説明会・会議等

- 令和7年5月27日 神奈川県商工会議所連合会 理事会
- 令和7年5月30日 物流改正法等に関する説明会（トラック協会共催）
- 令和7年10月10日 荷主・陸運事業者災害防止講習会
- 令和7年11月7日 トラック協会・ブロック懇談会
- 令和8年2月6日 神奈川荷役災害防止等連携推進協議会

## Gメンパトロールの実施

複数の工業団地を巡回、荷主企業を訪問し、トラック事業者の現状や課題を説明。また、課題解決のためには荷主の協力が必要である旨を周知

- 令和7年度は147社の荷主・元請け企業を訪問。

# 神奈川運輸支局における高校訪問関係

運送事業の運転者は、中高年層に依存した状態であり、若年層・女性の就労者が少ない状況にある現状を踏まえ、若年層等に自動車運送事業に対する関心を持ってもらい、運転者を指向する可能性のある層を少しでも広げることが不可欠であることから、高等学校等の校長等への説明を通じ、**就職活動を控えた高校生等に対し職業としての運転者に関心や興味を喚起することを目的**に平成27年度から実施している

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
神奈川	15校	17校	16校	14校

※神奈川以外の支局においても、訪問する高校数にはばらつきはあるものの毎年度実施している

## <高校生向け>

高校生のみなさまへ

多様な価値観  
イメージより楽しい！  
感謝の言葉  
みんなの暮らしを支える仕事です

トヨタさんになったわたし  
交通安全の大切  
各地の食事を運ぶ  
道の達人  
子供の頃から憧れ  
安全・安心に運ぶ達成感  
かっこいい！  
達成感が最大のやりがい

一人の時間を捧げる  
一人ですべての責任と達成感  
生活の一部  
日本の暮らしを支えるヒーロー

道路と荷物がある限り  
国土交通省

## <教員向け>

これ、物流の仕事です。

コンビニの食料品、アパレルや雑貨屋の文房具から、住宅建材やロケット部品まで。モノが産地や工場から、消費者（企業や一般消費者）のもとに届くまでの流れのことを、「物流」といいます。物流とは、モノを届けることを通じて人と人とをつなぐ仕事です。

産地・工場から品物を運び出します（出荷）  
倉庫  
市場・物流センター  
小売店  
個人宅企業  
消費者

災害時の緊急物資輸送

国土交通省

## <訪問時>

支局長自らが高校へ出向き、校長先生や進路指導の先生に対して、パンフレットを使用し運送事業の概要と役割などについて説明している。

なお、パンフレットについては、生徒の目につくところに置いていただくようお願いしてきている。

（例えば、進路指導室に置いていただくなど）

# トラック事業者に対するプッシュ型情報収集について

## プッシュ型情報収集に係る周知

トラックGメンによるトラック事業者へのプッシュ型情報収集の実施にあたり、関東運輸局ホームページ及び各管内運輸支局ホームページにおいて、お知らせを掲示。



国土交通省 関東運輸局  
神奈川運輸支局  
For the NEXT 次の未来へ

陸上の交通 自動車の検査(車検)・登録 自動車の整備 環境・バリアフリー 海上の交通

◎支局からの重要なお知らせ

【2022.1.20】  
2月1日(火)より登録窓口における交付状況がお手持ちの機器で確認できるようになります

【2021.12.1】  
令和4年1月4日よりコース番号等が変更になります

【2019.7.8】  
7月16日(火)より自動音声案内を開始します。

■新着情報

【2023.9.7】  
バス停留所安全性確保対策実施状況一覧表の更新について

【2023.9.5】  
「バリアフリー教室」の開催について(横浜市立 相沢小学校)

【2023.9.5】  
「バリアフリー教室」の開催について(横浜市立 港南台第一小学校)

【2023.8.29】  
令和5年度 旅客・貨物自動車運送事業運転者神奈川運輸支局長表彰が行われます

【2023.8.28】  
令和5年度 整備管理者選任後研修会が実施されます

【2023.8.7】  
『トラックGメン』がトラック事業者への情報収集を行っております!!(プッシュ型情報収集)

【2023.7.5】  
電子制御装置整備士主任者資格取得講習の実施について(令和5年度下半期)

【2023.6.8】  
「バリアフリー教室」の開催について

【2023.5.30】

陸上の交通  
軽貨物(黒ナンバー)手続きについて  
自動車運送事業  
証明類  
運送事業者の皆様へ  
レンタカー事業  
自家用自動車による有償運送について  
自動車運転代行業  
トラック輸送適正取引(燃料サーチャージ等)推進相談窓口  
トラック輸送における取引環境・労務時間改善地方協議会  
「適切なバス予防整備ガイドライン」について

海上の交通  
旅客航路事業  
プレジャーボート  
船舶の検査・登録手続  
外国船舶の監督  
港湾運送事業  
運輸安全マネジメント

保安担当関係  
運行管理者・整備管理者・事故報告・その他

自動車の検査(車検)・登録  
自動車登録手続きのご案内・受付時間  
検査登録のしくみ  
登録の手続き  
申請に必要な様式の書き  
希望ナンバーの申し込み  
テレホンサービス  
自賠責保険

ユーザー車検の予約  
→パソコン・スマートフォンからはこちら

自動車の整備  
日常点検・整備  
定期点検・整備  
点検・整備の推進

観光  
日常点検・整備  
訪日旅行促進事業(訪日プロモーション)  
箱根・湯河原・熱海・あしがら観光圏

## 『トラックGメン』がトラック事業者への情報収集を行っております!!(プッシュ型情報収集)

現在、トラックGメンが、トラック事業者の皆様へ順次お電話等でご連絡いたしております。長時間の荷待ちや依頼になかった附帯業務など、違反原因行為に関する情報の提供にご協力をお願いいたします。

トラックGメンです。荷主や元請けとの取引の中で何かお困りのことはありませんか？



神奈川運輸支局のトラックGメンへの連絡先は

045-939-6800 (音声ガイダンス番号：1)

国土交通省の目安箱からも情報提供ができます(URL又はQRコード)

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/yusou-jittai/index.html>



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



# トラック事業の取引環境適正化に向けた関東運輸局の取組み

- 令和7年2月、関東経済産業局との連名により、関東商工会議所連合会に対し、**改正物流法を踏まえた適正取引推進・物流効率化等に関する協力**を文書で要請。
- 令和7年6月、関東経済産業局との連名により、主婦連合会に対し、**持続可能な物流の確保に向けた消費者の行動変容**についての協力を文書にて要請。令和8年においても要請活動等を積極的に実施していく予定。
- **ラジオ番組**へのメディア出演・説明会・セミナーへの参加をととして、**物流の2024年問題**などの課題解決に向けた周知・啓発を実施。

## ラジオ番組出演

- ラジオ番組 **トラック王国の「 Boo ! Boo ! Boo ! へ**藤田関東運輸局長が**ゲスト出演**。
- 物流の2024年問題等、暮らしに直結する課題や関東運輸局の取組などについて、ラジオリスナーに対して自ら周知・啓発を図った。



トラック王国の「 Boo ! Boo ! Boo ! 」  
ゲスト出演の様子

## 荷主・消費者団体へ協力要請



左：小林代表幹事 右：佐合関東経産局長  
中央：藤田関東運輸局長  
(R7.2関東商工会議所連合会にて)



左：川村会長 右：佐合関東経産局長  
中央：藤田関東運輸局長  
(R7.6主婦会館にて)

## 説明会・セミナー

- 物流改正法の施行に向けて、荷主・トラック事業者含む物流事業者を対象として説明会を開催。局長自ら挨拶に立ち、ドライバーの労働環境改善への取組みの重要性について訴えた。
- 関東経済産業局と連携し、令和8年3月3日に持続可能な物流のあるべき姿について考える「**フィジカルインターネットセミナー in KANTO**」を開催。
- 令和8年3月12日、JR貨物主催「**貨物鉄道をRe:Designシンポジウム**」に参加。



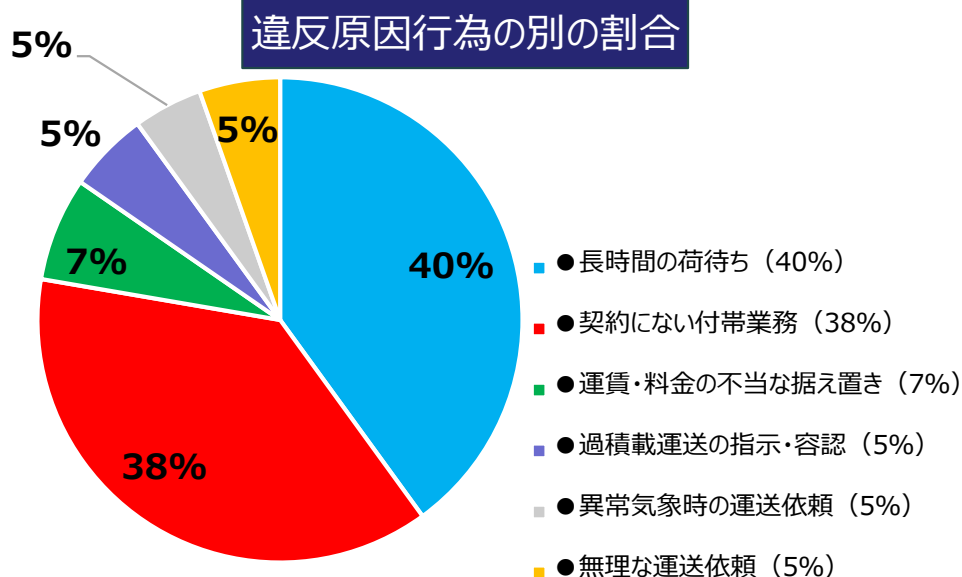
## 主な取り組み

本年度の集中監視月間においては、令和8年1月に施行された取適法（改正下請法）を踏まえ、公正取引委員会や、かねてより連携をしている労働局、トラック協会Gメン調査員と合同で、荷主パトロールを精力的に実施。

### □ 是正指導実施状況

トラック事業者への「違反原因行為実態調査」により入手した情報に基づき、適正な取引を阻害するおそれのある荷主や元請事業者に対して、「働きかけ」「要請」の是正指導を実施。

働きかけ 129件（荷主83、元請29、その他17）  
要請 1件（荷主 1）



※「要請」を実施した荷主に対しては、今後、改善計画の提出を求め、改善計画に基づいた取組みの確認等を進めていきます

### □ パトロールの活動内容

荷主や元請事業者の事業所を訪問して下記内容の説明等を実施

- 関東運輸局から
  - ・長時間荷待ちの解消等に対して、荷主が配慮することの重要性を説明
  - ・適正な取引環境に向けた取組みについての協力要請 など
- 公正取引委員会から
  - ・取適法の施行により、「特定運送委託」が規制の対象取引として追加となることなど改正内容についての説明や周知 など
- 労働局から
  - ・トラックドライバーの労働環境改善に向けて、改善基準告示の遵守に関する協力の要請 など

合計 25回 約380社訪問

(内 荷主 349社、元請 7社、倉庫業他24社)

**トラックGメン**  
がパトロール中です。

取適法とは？  
改正下請法により、特定運送委託が規制の対象取引として追加となります。

特定運送委託とは？  
改正下請法により、特定運送委託が規制の対象取引として追加となります。

業種	2024年4月～9月	2024年10月～11月
建設業	1,300件	1,300件
建設業(除く)	3,400件	3,400件
建設業(除く)	2,800件	2,800件
建設業(除く)	3,100件	3,100件

# 荷主パトロール等の活動状況

## 荷主等パトロール・現地調査



・荷主等へアポなしで訪問し、改正法の周知・広報及び説明やヒアリングを実施

・荷主の物流拠点等に出向き、長時間の荷待ち等の有無や程度について確認

## 関係機関との連携（大規模荷主パトロール含む）



・公正取引委員会との合同パトロール（埼玉県内）

・大規模荷主パトロール（都内）

・労働局との合同パトロール（茨城県内）

・労働局との合同パトロール（栃木県内）

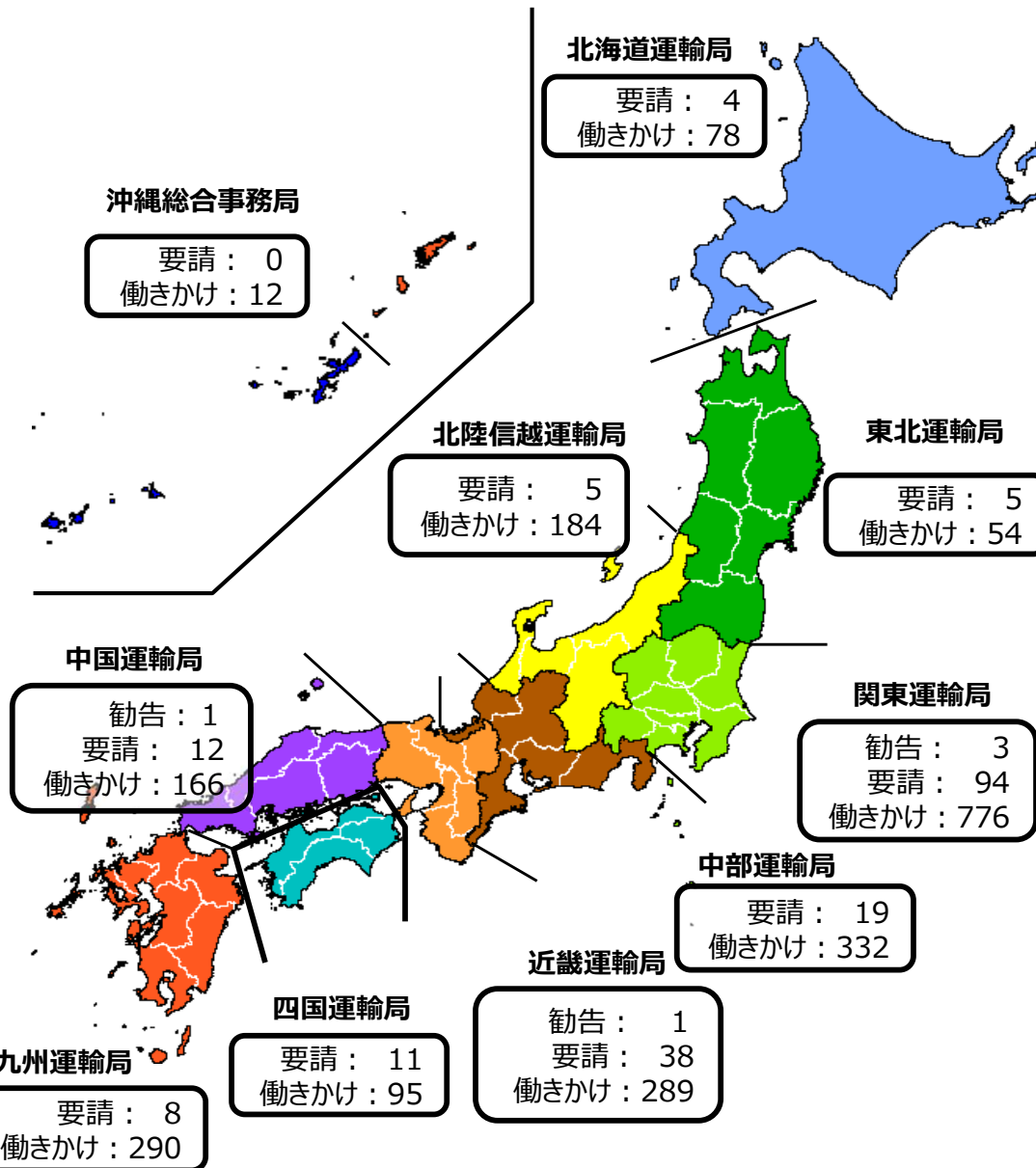
## その他の周知・広報活動

- ◆ 『物流改正法』に関する説明会の開催  
 関東運輸局・関東経済産業局・関東農政局の3局共催で、説明会をオンラインで開催。  
 参加者約300人に対して、改正物効法やトラック適正化二法、持続可能な食品等流通緊急対策事業について、各局から説明、質疑応答を実施。

- ◆ 山梨県主催「やまなし未来物流大会」に参加  
 参加者約130名に対して、トラック適正化二法のポイントやトラックGメンの活動について説明した。
- ※ その他、国土交通省主催の「トラック物流2024年問題に関するオンライン説明会」に参加し、当局のトラック・物流Gメンの取組等を説明した。

# トラック・物流Gメンの累計実績（令和7年12月末時点）

〈運輸局別働きかけ・要請・勧告実施件数〉 R1.7～R7.12



## 働きかけ等の累計実施件数 (R1.7～R7.12) ※

- 勧告 : 5件 (荷主3、元請1、その他1)
- 要請 : 196件 (荷主107、元請83、その他6)
- 働きかけ : 2,276件  
(荷主1,600、元請571、その他105)

⇒ **計2,477件**の法的措置を実施

## 主な違反原因行為

- **長時間の荷待ち (47%)**
- **契約にない付帯業務 (21%)**
- **運賃・料金の不当な据置き (16%)**
- 無理な運送依頼 (7%)
- 過積載運送の指示・容認 (5%)
- 異常気象時の運送依頼 (4%)

# 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

(公布日：令和6年5月15日)

## 背景・必要性

- 物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
  - ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性。
  - ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- 軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。  
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。

## 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

一部を除き令和7年4月1日施行

【流通業務総合効率化法】

- ①**荷主**\*1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>

\*1 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。⇒令和8年4月1日施行
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。⇒令和8年4月1日施行
- ※法律の名称を変更。
- ※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

### 2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

- 運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け\*2。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務**\*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

\*2-3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

### 3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

# 改正物流効率化法の規制的措置のポイント（2年目施行分）

令和8年4月1日施行

（公布日：令和6年5月15日）

## 特定事業者の指定基準等のポイント

- 全体への寄与度がより高い**大手の事業者が指定**されるよう、以下の**指定基準値を超える事業者を「特定事業者」として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

### <特定事業者の指定基準値>

#### 特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上  
（上位3,200社程度）

#### 特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上  
（上位70社程度）

#### 特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上  
（上位790社程度）

### <中長期計画・定期報告の記載内容>

#### 中長期計画

- （1）実施する措置
- （2）実施する措置の具体的な内容・目標等
- （3）実施時期 等

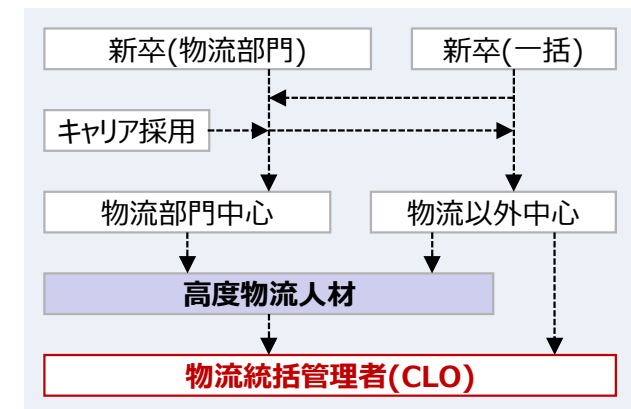
#### 定期報告

- （1）事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式）
- （2）判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述）
- （3）荷待ち時間等の状況【荷主等】

- 特定事業者のうち**荷主・連鎖化事業者**には、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある**役員等の経営幹部**から、以下の業務を統括管理する**物流統括管理者（CLO※）の選任を義務付け**。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

※Chief Logistics officer



物流統括管理者のキャリアパス（イメージ）

# 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

## 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

### 貨物自動車運送事業法の一部改正

#### 1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

#### 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

#### 3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

#### 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）荷主等に対しては是正指導も実施

### 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

#### 1. 基本方針の策定

##### (1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

##### (2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

#### 2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

#### 3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置  
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

# 1. 事業許可の更新制度の導入

- **トラック運送事業の許可**は、**5年ごとに更新**を受けなければ、効力を失う。
- **許可基準**に、「**法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること**」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、**許可更新に関する事務**の一部を**独立行政法人に行わせる**ことができる。



(1) 輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、**法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない。**

(2) 更新申請時には、**一定の手数料収受**を想定。

(3) 独立行政法人の詳細については、**今後3年以内を目途に決定。**

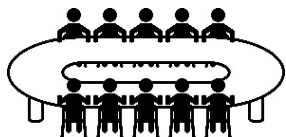


## 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ①

- 国土交通大臣は、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、「適正原価」を定め、告示することができる。



- (1) これに伴い、「標準的運賃」は廃止する。
- (2) 適正原価は、一般貨物運送事業者だけでなく、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者についても設定することができる。
- (3) 適正原価の設定にあたっては、運輸審議会への諮問が必要。



## 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ②

- **トラック運送事業者**は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることにならないようにしなければならない。 **受注者の義務**
- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることにならないようにしなければならない。 **発注者の義務**



- (1) 一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）、軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者に対しても適用される。
- (2) 事業許可の有効期間である**5年間を通じた総運行距離、総労働時間等を勘案**し、出来る限り簡便かつ客観的に判断しうる判定基準を設定することを想定。



### 3. 委託次数の制限

- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、**委託段階を2次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**

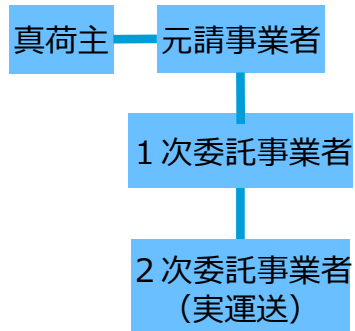


(1) 元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、**「2次請け」=再々委託までに制限**するルールを設けること等が必要となる。

(2) 一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）、軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

(3) その他、**運送契約書面の交付義務、実運送体制管理簿の作成義務**等が、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）に対しても適用**されることとなる。

#### <今後の取引構造>



## 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

- **何人も**、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。  
(これに違反した者は、**100万円以下の罰金**に処する。)



現在の法律では、違法「白トラ」で運送した側が処罰対象。また、荷主側は  
幫助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象。



その範囲は狭く、また、立証も難しいのが実情。



今後は、荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得る  
ため、荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。



## 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

- 違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、**トラック・物流Gメンが是正指導**を行うことができる。



(1) **国土交通大臣は**、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、**荷主等に対し、是正指導を実施。**

① 当該行為をしている**おそれ**があると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、**要請**を実施

② 当該行為をしていると**疑うに足りる相当な理由**があると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、**勧告・公表**を実施

(2) **関係省庁も**、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために**必要な協力**を実施。



(3) **各都道府県トラック協会**は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに足りる事実を把握したときは、**国土交通大臣に対して通知。**

## 5. その他

- **トラック運送事業法**に、**労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性**について明記。
- 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、**関係閣僚等**から成る **「物流政策推進会議」**と、その下に実務者会議を設置。



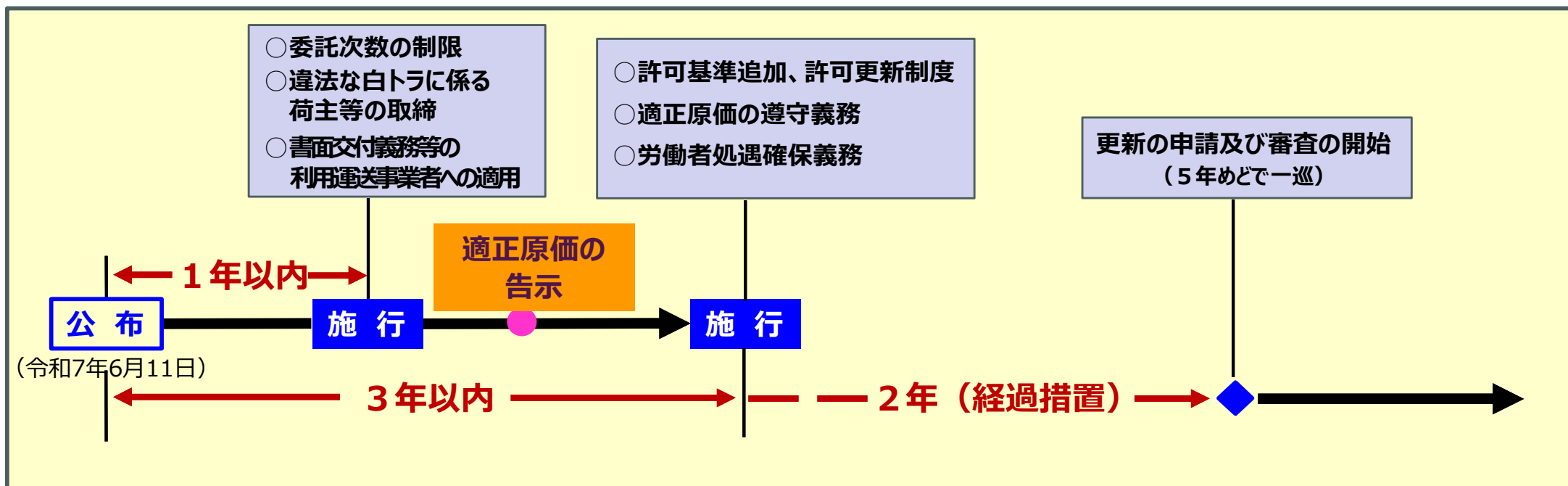
- (1) トラック運送事業法の目的に、**「労働環境の適正な整備に留意すること」**を明記。
- (2) トラック運送事業者の義務として、**「労働者の適切な処遇の確保のために必要な措置を実施すること」**を追加。 ⇒ **許可更新の要件**にも含まれる

トラック運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。

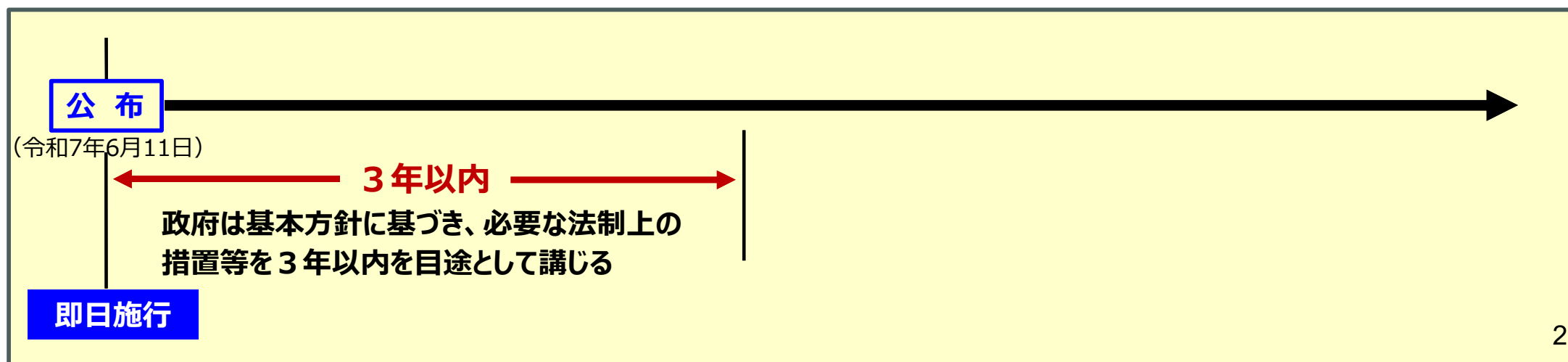
- (3) 「物流政策推進会議」の構成メンバーは、**国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び公正取引委員会委員長**など。

# 6. トラック適正化二法の施行時期

## 【貨物自動車運送事業法】



## 【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



# 下請振興法の改正について

## 現行下請振興法の概要

※下請中小企業振興法(1970年制定)

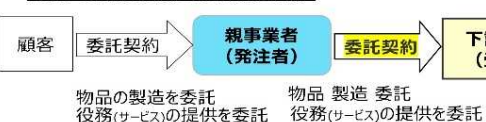
### 1. 趣旨・目的

- 下請関係を改善し、**下請中小企業の振興**を図るための法律。

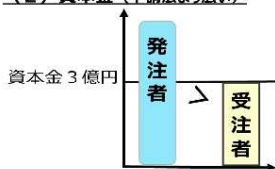
### 2. 適用対象

- **(1) + (2)** を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。

(1) 委託契約類型(下請法と同様)



(2) 資本金(下請法より広い)



### 3. 具体的な措置

- ① **経済産業大臣が「振興基準」\*を定める。**  
 ※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定(29業種・79団体)  
 (例:「労務費の指針」に沿って十分に協議を行う、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」等)
- ② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への**指導・助言**。
- ③ **調査、公表** (例: 価格交渉・転嫁の状況の「**企業リスト**」(延べ985者)を、社名入りで公表)
- ④ 下請企業と親企業が協力して作成する「**振興事業計画**」について、金融支援。

## 振興法に基づく「振興基準」について

- 「振興基準」は、振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」
  - 振興基準は、
    - ① 振興法に基づく大臣名での「**指導・助言**」の基準、
    - ② 各業界団体(約80団体)が作成する**自主行動計画**で、**振興基準の遵守**が謳われ、
    - ③ **パートナーシップ構築宣言**した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表する
- ことから、**発注者の取引方針の適正化**に活用しうるもの

受託中小企業振興法(令和8年1月1日施行)

(振興基準)

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため**中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)**を定めなければならない。

(指導等)

第4条 **主務大臣**は、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、**振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。**

## 下請振興法の改正事項の概要①(多段階の事業者が連携した取組への支援)

### 課題①(サプライチェーンの深層における取引適正化対策)

- サプライチェーンの**取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。**(価格交渉促進月間(2024年9月)結果)
- **直接の取引先を越えて、1つ先、「数次先の取引先まで含めて、価格交渉」しない商習慣。**



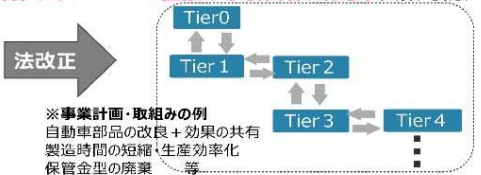
### 改正内容①(多段階の事業者が連携した取組への支援)

【第5条関係】

現行法 支援対象の事業計画は、**直接の取引関係のみ**



法改正 **直接の取引関係に限らず支援可能に**



※事業計画・取組みの例  
自動車部品の改良+効果の共有  
製造時間の短縮・生産効率化  
保管金型の廃棄 等

- ◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、**2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援**できる旨を追加。
- ⇒ **直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ**

## 下請振興法の改正事項の概要②(国・地方公共団体の責務規定新設)

### 課題②(地方公共団体における取引適正化対策)

- 地方における価格転嫁の推進には、**都道府県毎の取引適正化に向けた取組が重要。**

<取組例>

- ① **パートナーシップ構築宣言**(発注者の立場でサプライチェーン全体の付加価値向上・取引慣行の遵守を宣言。5.8万社)の普及のために**経済団体との協定締結**
- ② **宣言企業への補助金加点等のインセンティブ**
- ③ **価格交渉セミナーの実施**

※パートナーシップ構築宣言普及に向けた各都道府県の取組「第5回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議(令和5年12月)」経産省資料



### 改正内容②(国・地方公共団体の責務規定新設)

【新第23条関係】

- ◆ **地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める**旨を規定。
  - ⇒ **全国津々浦々の価格転嫁を推進**
- 新たな取組: 全国47都道府県に設置されている下請かけこみ寺に寄せられる中小企業からの声の一層の活用のための連携強化

# 下請振興法の改正について

## 下請振興法の改正事項の概要③ (主務大臣の権限強化「勸奨」)

### 課題③ (主務大臣による指導助言を受けても改善しない例)

- **下請Gメンのヒアリング結果、価格交渉促進月間における調査結果**を受けて、価格交渉・価格転嫁等の状況が芳しくない事業者に対し、**主務大臣による指導・助言**を実施。  
⇒ **取引方針が改善される等、一定の効果あり。**
- 他方、**何度か指導・助言を受けても、取引方針が改善されない事業者**も存在。  
⇒ そうした事業者は、改善の意思はあるものの、**どのような取組を講じるべきか、具体的な検討が不十分な者あり。**

### 改正内容③ (主務大臣の権限強化「勸奨」)

【第4条関係】

- ◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、**より具体的措置を示して、その実施を促す(「勸奨」する)**ことができる旨を規定。  
⇒ **価格転嫁・取引適正化の実効性を高める。**  
※下請法違反事業者に対しては下請法に基づき対応。

## 下請振興法の改正事項の概要⑤ (「下請」という用語の改正)

### 改正内容⑤ (「下請」という用語の改正)

【題名、第1条、第2条等関係】

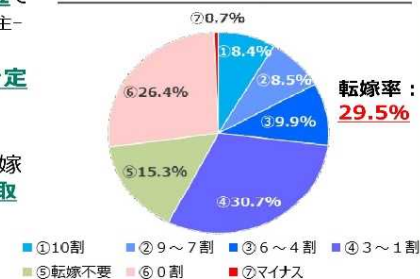
- ◆ 「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正する。  
「下請中小企業」 ⇒ 「**受託中小企業**」  
「親事業者」 ⇒ 「**委託事業者**」  
「下請中小企業振興法」 ⇒ 「**受託中小企業振興法**」

## 下請振興法の改正事項の概要④ (適用対象の追加)

### 課題④ (i 発荷主-元請運送事業者の取引、ii 資本金基準で捉えられない取引の価格転嫁)

- **トラック運送の価格転嫁率は全業種で最下位**であり(価格交渉促進月間(2024年9月))、商流の源(発荷主-元請運送)から価格転嫁を推進する必要。  
⇒ **運賃を交渉で決めるという商習慣を業界で定着させる必要。**
- サプライチェーン全体で円滑かつ迅速な価格転嫁を定着させるには、**資本金の大小関係がない取引でも価格転嫁を推進する必要。**

※トラック運送業の価格転嫁の状況(コスト全般)



### 改正内容④ (適用対象の追加)

【新第2条第1項第6号、第4項、第5項関係】

- ◆ **① 発荷主-運送の取引**(下請法と同様) **② 従業員の大関係がある委託事業者**(下請法より広い)を追加。  
⇒ 中小企業同士等、**下請法の対象外の取引も含めて、支援または指導・助言・勸奨の対象とし、価格転嫁・取引適正化を浸透させる**

## 法改正をふまえた「振興基準」の改正

### 1. 振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者双方が**適正な利益**を得て、直接の取引先から更に先の取引先も含めた事業者間の協力や、サプライチェーンの深い層を含む、**サプライチェーン全体で付加価値向上を目指す旨**を明確化。

### 2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、取引における留意事項の追記

取適法運用基準(通達)に記載の**不適切な取引事例は行わないことや、手形払いの禁止**、サプライチェーン全体での**支払手段の適正化**に努める旨を追記。

また、「契約後に不当なやり直し・受領拒否が生じないように発注内容を明確化」「**発注量が予定より合理的理由なく大きな乖離が生じる場合の、発注者からの自主的協議**」を促す旨を規定。

### 3. 振興事業計画の活用促進

複数の取引段階(事業者1→2→3)の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

### 4. 振興基準を活用しやすく整理(例:「交渉」に関する規定の集約など)

価格交渉、転嫁を求める立場の**中小受託事業者が活用しやすいよう**、交渉、転嫁に関するルールを集約するなど**構成を整理**。中小企業が、本基準を**交渉等で活用すべき旨**も明記。

### 5. 「下請」等用語の改正

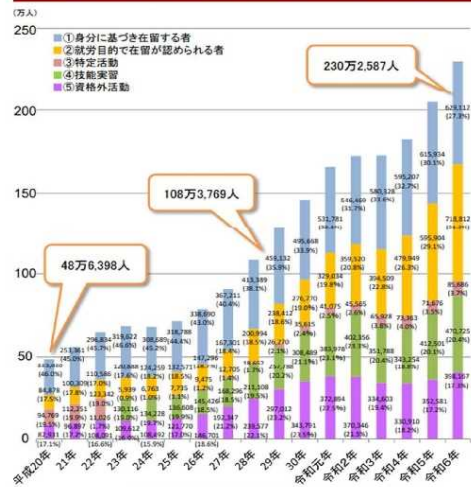
「親事業者」→ 「**委託事業者**」、 「下請事業者」→ 「**中小受託事業者**」 等

# 特定技能制度の概要について

## 【出入国在留管理庁資料】

※出典：出入国在留管理庁HP

### 外国人労働者数の内訳



- ①身分に基づき在留する者 約62.9万人(27.3%)  
(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)  
これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受けられる。
- ②就労目的で在留が認められる者 約71.9万人(31.2%)  
(いわゆる「専門的・技術的分野」)  
(「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」等)  
一部の在留資格については、上乗許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定められている。
- ③特定活動 約8.6万人(3.7%)  
(EOPAIに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)  
「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ④技能実習 約47.1万人(20.4%)  
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以降に資格変更をした技能実習生も同様。)
- ⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約39.8万人(17.3%)  
本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

## 【厚生労働省資料】

※第1回自動車運送業分野特定技能協議会資料5-4より(2025/08/26開催)

### 産業別にみた外国人労働者数の推移

○ 産業別に増加率の大きい順でみると、「医療・福祉」(前年比28.1%、25,511人増)、「建設業」(同22.7%、32,921人増)、「宿泊業、飲食サービス業」(同16.9%、39,422人増)、「卸売業、小売業」(同13.2%、34,793人増)となっている。



## 特定技能制度の概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってまなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設。(平成31年4月から実施)

**特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

**特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船舶工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業

## 特定技能制度の概要

### 特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新(通算で上限5年まで)
技能水準	試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験免除)
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

# 特定技能制度の概要について

## 特定技能制度における自動車運送業分野の制度概要

- 生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行って十分な人材を確保することが困難な状況であり、人手不足への対応が喫緊の課題となっている自動車運送業分野（バス、タクシー及びトラック運転手）について、特定技能制度の対象分野への追加を閣議決定（令和6年3月29日）。
- 特定技能外国人の受入れに向けて、令和6年12月より特定技能評価試験を開始し、令和7年6月末時点の速報値で10名が在留資格を取得。

	トラック	バス	タクシー
・受入れ見込数	2,45万人（総計）		
・主な業務内容	①運行業務 ②荷役業務	①運行業務 ②接客業務	
・技能水準	①第一種運転免許（※1） ②特定技能評価試験（トラック）（※2）	①第二種運転免許（※1） ②特定技能評価試験（バス）（※2）	①第二種運転免許（※1） ②特定技能評価試験（タクシー）（※2）
・日本語能力	・日本語能力試験N4 又は ・日本語基礎テスト 合格	日本語能力試験N3	日本語能力試験N3
・受入れ事業者の要件	・「働きやすい職場認証制度」 又は ・「Gマーク制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等

## 特定技能評価試験概要

### 実施機関

- 一般財団法人 日本海事協会

### 受験資格

- 満17歳以上の外国人（インドネシアでの試験は満18歳以上）
- 試験当日において有効な日本又は海外の運転免許（普通自動車以上）を有する外国人

### 受験料（2025年8月26日時点）

- 国内での受験：5,000円（税抜） 海外での受験：37USDドル

### 試験方法

- CBT方式
  - ・ 受験者本人が自ら希望の場所、日時で試験を予約し、試験センターで受験する方法
- 出張試験方式
  - ・ 申込者（企業、支援機関、送出機関など）が受験者を集め試験会場を準備し、試験監督者が希望の場所、日時に出張して試験を実施する方法
  - ・ 海外の場合は、1出張当たり50名分以上の申込みが必要
  - ・ 受験料の他に試験監督者1名分の旅費と宿泊費が必要

### 試験実施国（CBT）

- 二国間協力覚書締結国のうちCBT実施国（未実施国はベトナム・タジキスタン）
- ・ インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、スリランカ、タイ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、日本【計16ヶ国】

### 試験状況

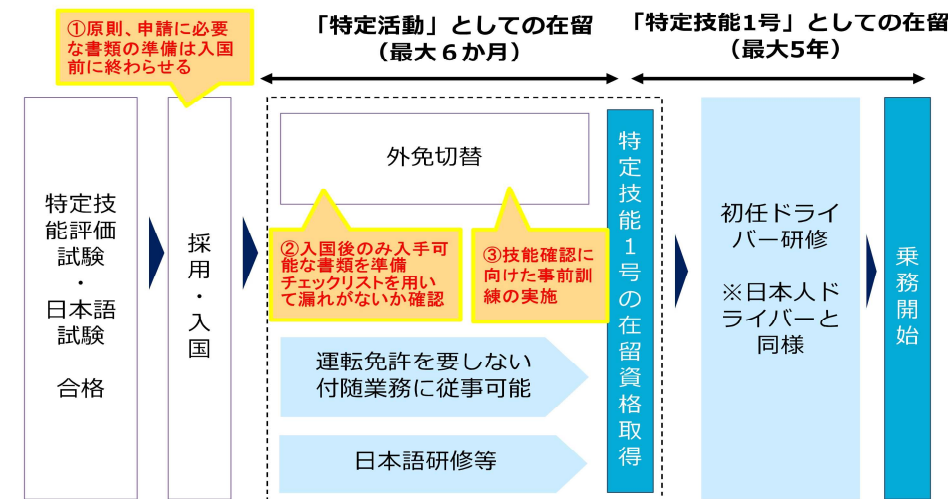
業務区分別	受験者数	合格者数	合格率
合計	3,493名	2,557名	73.2%
・トラック	2,909名	2,096名	72.1%

※2025年8月20日時点

## 【参考】「働きやすい職場認証制度」と「Gマーク制度」について【概要】

	働きやすい職場認証制度 (運転者職場環境良好度認証制度)	Gマーク制度 (貨物自動車運送事業安全性評価事業)
制度趣旨	職場環境改善に向けた自動車運送事業者の取組を見える化することで、求職者の就職を促進し、各事業者の人材確保の取組を後押しする	利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図る
制度創設	令和2(2020)年8月	平成15(2003)年7月
認証/認定主体	国土交通省が指定する認証実施団体 (※)現在は、(一財)日本海事協会が実施	トラック法に基づく指定を受けた全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(全日本トラック協会)
認証/認定対象事業者	トラック、バス、タクシー事業者 (原則、事業者単位で認定。都道府県単位でも申請可能)	トラック事業者 (事業所単位で認定)
認証/認定者数	トラック：約2,500者、バス：約300者、タクシー：約900者(事業者ベース、令和6年4月時点)	約29,000者(事業所ベース、令和6年度末時点)
認証/認定要件	①法令遵守等、②労働時間・休日、③心身の健康、④安心・安定、⑤多様な人材の確保・育成、⑥自主性・先進性等の6分野において基準点数を満たしていること 等	①安全性に対する法令の遵守状況、②事故や違反の状況、③安全性に対する取組の積極性の3分野において基準点数を満たしていること 等
認証/認定の有効期間	原則2年間	新規：2年間、初回更新：3年間、2回目更新以降：4年間
インセンティブ	ハローワークにおける求人票への認証マークの表示、助成の優遇 等	違反点数の消去、助成の優遇、保険料の割引 等

## トラック運転手としての乗務開始までのプロセス



# 特定技能制度の概要について

## 【警察庁資料】外免切替の見直し(案)

※第1回自動車運送業分野特定技能協議会資料5-1より(2025/08/26開催)

### 見直しの背景

- 「骨太方針2025」等において、「外免切替手続について住所確認や知識・技能確認の審査内容を厳格化」が求められている
- 基本的な交通ルールを理解していない外免切替により免許を取得した外国人による交通事故が発生
- 海外では免許取得時に一定の居住・在留が求められている中、日本では当該要件がなく、観光客等が免許を取得

### 住所確認の厳格化 (道路交通法施行規則改正)

#### 現行の免許関係手続

(免許取得時)

- 住民票がある者：住民票の写し
  - 住民票がない者：旅券と「一時滞在証明」
- ※ 3ヶ月以下の短期滞在は住民票が交付されない

(運転免許証更新時)

- 運転免許証

#### 見直し後の免許関係手続

(免許取得時)

- 免許申請時に、申請者の国籍にかかわらず、例外的な場合を除き、住民票の写しを添付を求める

➡ 観光等の短期滞在の在留資格の者は免許を取得できない

※ 例外的に、国外転出中の日本人は「戸籍謄本等」、外交官・モータースポーツイベントで一時的に来日する外国人レーサー等は「権限ある機関が発行する身分を証明する書類」を添付することにより免許の取得が可能

(運転免許証更新時等)

- 外国人については、在留カード、特別永住者証明書、住民票の写し又は上記※の書類の提示を求める

### 知識確認・技能確認の厳格化 (運用の見直し)

#### 現行の確認

- 知識確認：運転に必要な知識の確認
- ➡ イラスト問題を10問出題
- 審査基準：70%以上
- 技能確認：運転に必要な技能の確認
- ➡ 場内における実車による確認
- 審査基準：70%以上

#### 見直し後の確認

- 知識確認
- ➡ イラスト問題を廃止し、問題数を50問に増加
- 審査基準を新規免許取得時と同様の90%以上に引き上げ
- 基本的な交通ルールを十分に理解しているかを確認
- 技能確認
- ➡ 横断歩道の通過等の課題を追加するとともに、新規免許取得時と同様に、審査基準についても、合図不履行や右左折方法違反等の採点を厳格化

## 自動車運送業分野特定技能協議会

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発のほか、地域ごとの人手不足の状況を把握し、必要な対応等を行う。

### <主な協議内容>

1. 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
2. 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
3. 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
4. 大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整 など

### 自動車運送業分野特定技能協議会の構成



国土交通省HP：自動車運送業分野における特定技能外国人の受入れについて  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk1\\_000038.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk1_000038.html)

# 神奈川県トラック協会の取組み

## (1) 労務研修会の開催

例年、陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部および神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会との共催により、神奈川県労働局等から講師を招き、労務問題に関する研修会を開催している。

□ 令和7年度：2回開催 延べ89名参加 ※研修会の模様について動画配信も実施

## (2) 労務等相談窓口の開催

労務関連の取組を支援・促進するため、労務等相談窓口を開催。

□ 令和7年度：2回開催 延べ3社相談

## (3) 労務対策ランディングページの作成

2030年に向けた持続可能な輸送力確保に向け、政策パッケージや物流改正法等の内容および労務対策に関する情報を分かりやすく整理したランディングページを作成し、神奈川県トラック協会ホームページにて周知を行った。

<https://www.kta.or.jp/lp/labor.html>



**1** 従業員の方の労働環境はいかがですか？  
働き方改革、時間外労働の上限規制等をご確認ください。

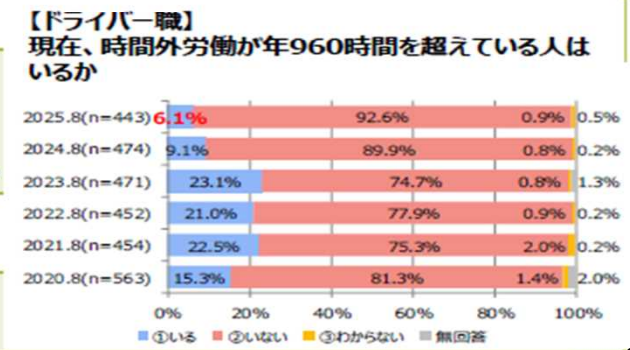
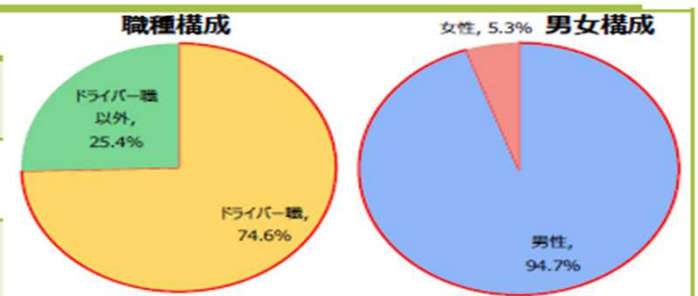
### 働き方改革関連情報

平成30年6月に長時間労働の是正並びに多様で柔軟な働き方の実現に向けて「働き方改革関連法」が成立され、下記規制等が施行されています。

## (4) 神奈川県内トラック運送事業の働き方改革に関する実態調査

今後の働き方改革推進や労働力確保への適切な事業運営に資することを目的に実施。時間外労働の上限規制への対応状況、年休5日取得義務への対応状況、荷待ち・作業時間、運賃・料金・賃金水準・輸送量の状況、労働時間管理の状況、同一労働・同一賃金への対応状況について調査を行った。(7月実施)

◆ 保有車両台数	✓ 全体の約5割が20両以下、約6割が30両以下の事業者
◆ 主な業態	✓ 一般貨物運送業 (74.0%)、食品 (14.9%)、海上コンテナ (8.1%)、自動車部品 (7.9%) ※複数回答
◆ 人員構成	✓ ドライバー職：ドライバー職以外 = 3 : 1 ✓ <b>ドライバーの女性比率は5.3%↑</b> (前回3.7%)
◆ 働き方改革に関連する情報収集方法	✓ <b>神ト協のトラック時報やHP (83.5%)↑</b> 、社労保険労務士等 (35.9%)↓
◆ 年休5日以上取得状況 (年次有給休暇の日数が10日以上となる労働者について)	✓ <b>ドライバー職：全員取得できている (81.3%)↓</b> 、5日取得できていない人がいる (17.6%)↑ ドライバー職以外：全員取得できている (79.5%)↓、5日取得できていない人がいる (16.9%)↑ ✓ <b>有給休暇義務化について、79.9%の事業者で就業規則の変更・届出済、及び管理簿を作成済↑</b>
◆ 時間外労働の状況 (法定休日を含まない)	✓ <b>ドライバー職：年960時間超の時間外労働が発生していない (92.6%)↑、発生している (6.1%)↓</b> ⇒その内、40.7%が今年度中、25.9%が来年度中には守れる見込み。 ※取り組むべき課題はドライバーの増員、社内での配車等の工夫など、 <b>自社での取り組みが上位に</b> 。 ※ドライバー職の労働時間の把握や管理方法は、日報やタコグラフ、点呼記録簿が主 ※複数回答 ✓ <b>ドライバー職：年720時間以内のドライバー職がいる事業者は全体の48.5%</b> ✓ <b>ドライバー職以外：年720時間超の時間外労働が発生していない (91.4%)↓、発生している (6.8%)↓</b> ⇒その内、46.7%が今年度中、10.0%が来年度中には守れる見込み。
◆ 同一労働同一賃金	✓ 正社員と非正規社員間の不合理な待遇の違いについて、違いは生じていない (75.8%)↓、生じている (1.6%)↓
◆ 働き方改革関連法の施行前 (令和6年4月) との比較	✓ <b>荷待ち時間は約45%、荷役・付帯作業時間は約3割が「減った」と回答。</b> ✓ <b>運賃・料金、賃金水準はともに6割超が上昇と回答。</b> ✓ 輸送量は「変わらない」が最多だが、減少傾向も一定数あり。
◆ 働き方改革を進めるうえでの課題や障害	✓ 人手不足 (61.4%)↓、荷待ち時間 (35.4%)↓、荷役・付帯作業の改善 (34.3%)↓ ※複数回答
◆ 働き方改革を進めるうえでトラック協会に望む支援策	✓ 荷主・社会全体への周知徹底・PR (57.6%)↓、関連情報の提供 (53.5%)↓ ※複数回答



## (1) 適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナーの開催

各事業者が「標準的運賃」の考え方を踏まえ、原価計算や独自運賃の作成、荷主との交渉方法について理解を深めることを目的に、全日本トラック協会と共催で開催した。

□ 令和7年度：10月22日開催 45名参加



## (2) 「標準的運賃」等相談窓口の設置

「標準的運賃」の普及促進を図るため、個別相談を実施。

□ 令和7年度：5回開催 相談16件

(相談内容：標準的運賃を活用した交渉、元請け事業者としての標準的運賃を踏まえた対応等)

## (3)「標準的運賃」のPR活動



あたりまえを、  
あたりまえに。

物流の2024年問題をきっかけに、  
これまでの対応や慣習を見直す荷主が増えています。

**物流コストは、豊かな社会への投資。**

必要なとき、必要なものを受け取るための投資。  
私たちの暮らしと経済を支えるための投資。

令和7年4月1日より、物流改正法が施行されました。  
運送会社への適正な運賃や対等な契約を、次のあたりまえに。

- 一般県民向けの広報活動として、電波媒体および紙媒体等の各種媒体を活用した広報を実施した。
- 読売新聞・毎日新聞（各神奈川県版）への新聞広告掲載（令和7年4月14日付）
  - 15秒動画をYouTube等にて配信



送料無料って  
本当？



あたりまえを、あたりまえに。

一般社団法人 神奈川県トラック協会

🔍 トラメティ

### (1) 公正取引委員会の取組み・調査等についての周知

協会ホームページを活用し、公正取引委員会による下請法の運用状況および中小事業者等の取引公正化に向けた取組みについて周知を行うとともに、荷主と物流事業者との取引に関する各種調査結果や、優越的地位の濫用に係る事案の処理状況等を掲載し、会員事業者への情報提供を行った。

### (2) 異常気象時における輸送の安全確保の周知

大雪や台風などの異常気象時において、運行経路の変更や運行の中止等の柔軟な対応を行うこと、在庫の積み増しなどの物資融通を行うことについて、国土交通省、農林水産省及び経済産業省の連名で荷主団体宛に発出した要請文書及び気象情報や道路情報等を協会ホームページに掲載している。

### (3) 働きやすい職場認証制度の取得推進

働きやすい労働環境の実現や安定的な人材確保を図ることを目的とし、働きやすい職場認証制度の認証取得に係る助成事業を実施。また、多くの事業者に申請してもらうため、制度のWebサイトを協会のホームページにも掲載。

●取得者数 令和5年度：9社 令和6年度：5社 ※令和7年度5社（令和8年1月28日現在）

## (4) 物流2024年問題、政策パッケージ等の荷主向け周知事業(インターネット広告)

2024年問題への対応は運送事業者のみでは改善が困難であることから、荷主企業等の理解促進を目的に、ランディングページを作成し、インターネット広告(シラレルおよびアドマトリックDSP)を活用し、県内企業に向けた周知を行った。 <https://www.kta.or.jp/lp/butsuryu2030.html>

- 実施期間：令和7年7月
- 誘導表示回数 シラレル：1,448,487回 アドマトリックDSP：6,694,509回
- クリック数 シラレル：47,639回 アドマトリックDSP：2,182回



## 物流2024問題について

物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が2024年4月から適用されましたが、一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しています。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性が高まります。

出典元：同の「持続可能な物流の実現に向けた懇話会」より



解決に向けて、荷主・消費者・トラック事業者が連携して取り組む必要があります



## (5) 物流セミナーの開催

荷主企業と運送事業者が業界の諸問題についての認識を共有し、法に基づいた健全な取引関係を構築することを目的として開催。令和7年度は公正取引委員会による取引適正化法の概要や2030年度に向けた持続可能な物流についての問題意識の共有を図った。

□ 100名が参加、内荷主企業は24名参加

## (6) トラック・物流Gメン等への情報提供

巡回指導時に、運送事業者より長時間荷待ちなどの荷主等の違反原因行為の情報収集を行い、トラック・物流Gメンに情報提供を行った。また、トラック・物流Gメン等が実施する荷主・元請事業者へのパトロールに参加し、物流改正法や荷待ち時間削減などの労働環境改善に向けた周知啓発に努めた。

## (7) ブロック懇談会の開催

例年、ブロック・地域で開催しているブロック懇談会にて、トラック・物流Gメンの活動及び最近の動向等について周知を行った。

□ 令和7年度：テーマ「巡回指導について」

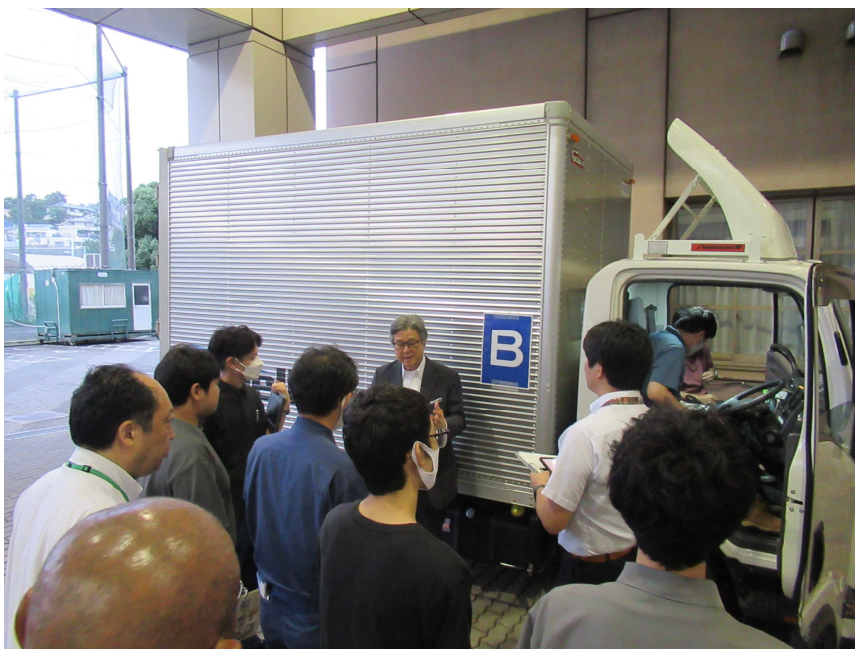
「トラック物流Gメンの活動及び最近の動向について」

8回開催 延べ270名参加

## (1) 物流出前授業の開催

若年層に向けた労働力確保対策として、神奈川県教育委員会の協力の下、トラック運送業界及びトラックドライバーの職業を普及啓発するための物流出前授業を神奈川県下高等学校にて平成26年より実施。実車を用いた試乗体験に加えて、近年では配信を用いた座学講習を希望する学校へは総合物流施策大綱や物流DX等の業界の最新技術等についても説明を行っている。

令和7年度 5回実施（トラック試乗： 43名・座学受講： 1, 145名）  
【累計 56回実施（トラック試乗： 1, 836名・座学受講： 4, 329名）】



# 改正トラック法 (貨物自動車運送事業法)

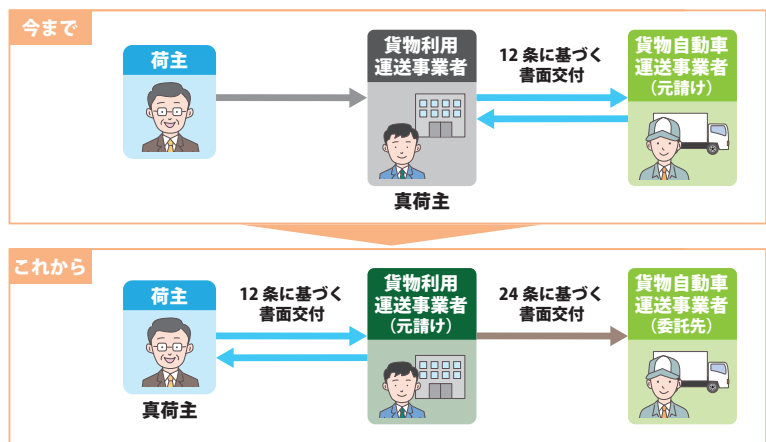
# が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

## 改正のポイント

### 1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

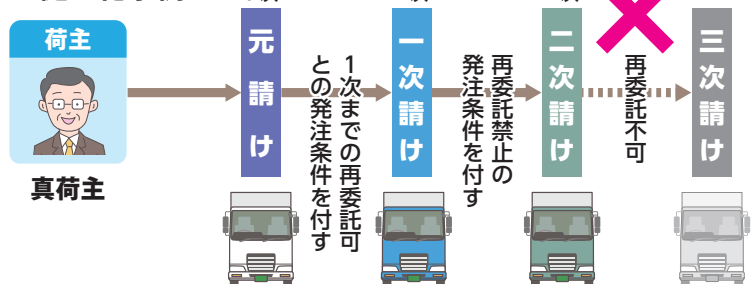
元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。



### 2 委託回数を2回までに制限

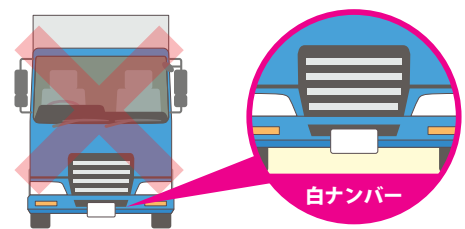
実運送事業者の適正運賃收受のために、再委託の回数が2回までに制限（努力義務）されます。

●健全化事例



### 3 白トラ利用の罰則強化

いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります。



# 1 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

## トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者

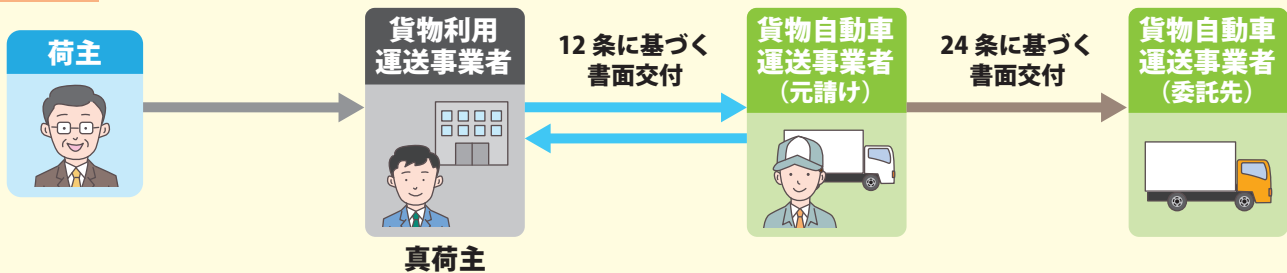


## 全てのトラックを利用する貨物利用運送事業者に書面交付義務が課されます

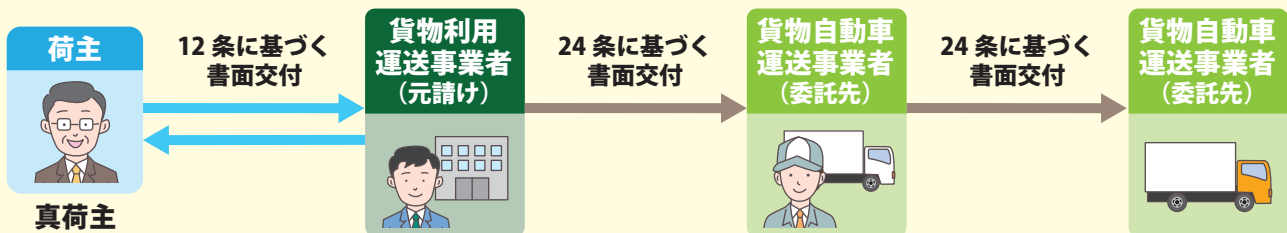
トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」においても、書面交付義務が新たに課されます。

### 荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合

今まで



これから



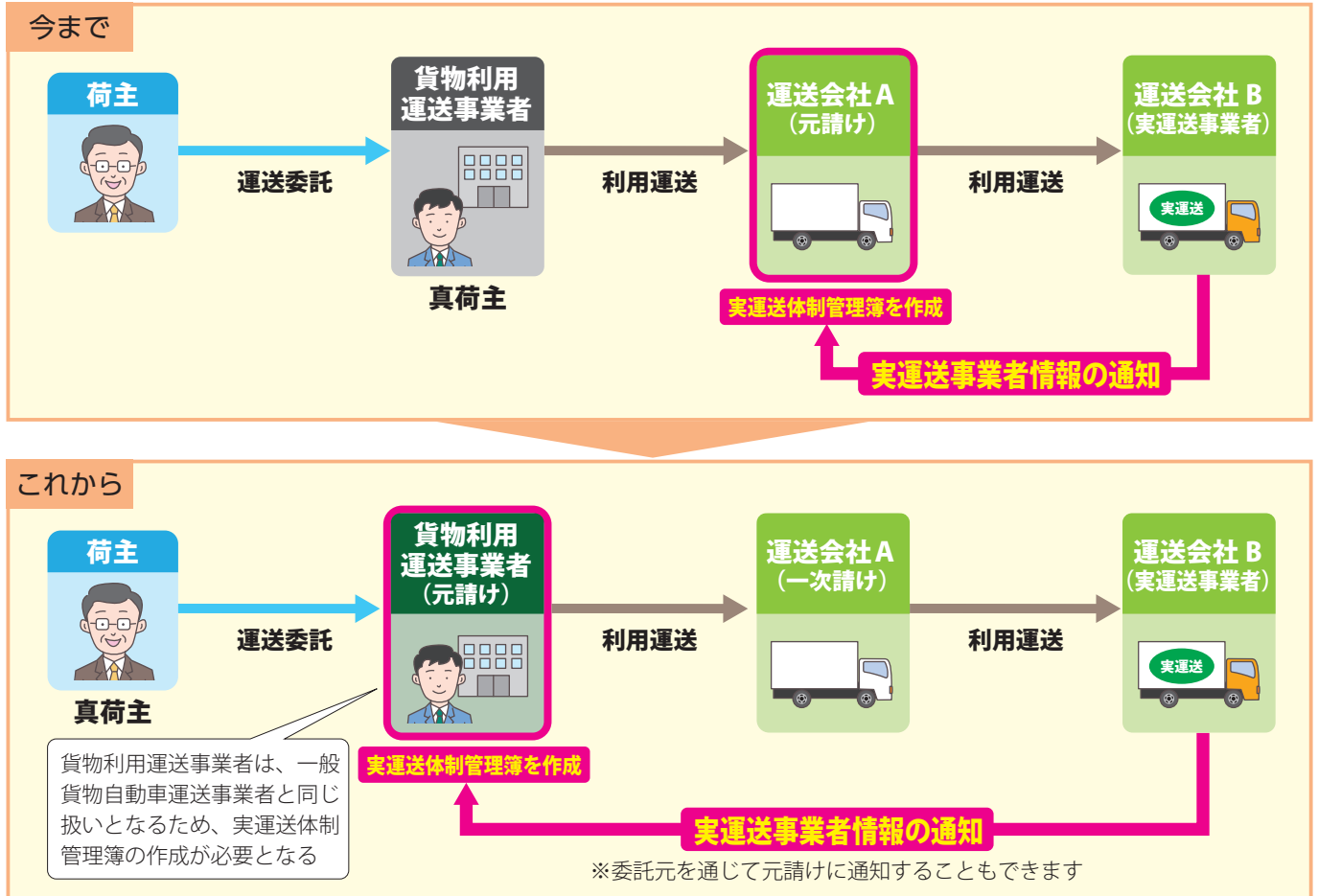
貨物利用運送事業者は、一般貨物自動車運送事業者と同じ扱いとなるため、荷主との間で12条に基づく書面交付が必要となる



## 元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも 実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るため、荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」においても、実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

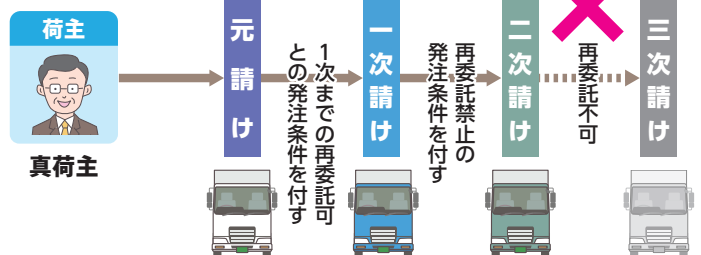
## 2 委託回数の制限



### 元請事業者に対して、再委託の回数が2回までに 制限(努力義務)されます

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

#### ●健全化事例



# 3 白トラ利用の罰則強化



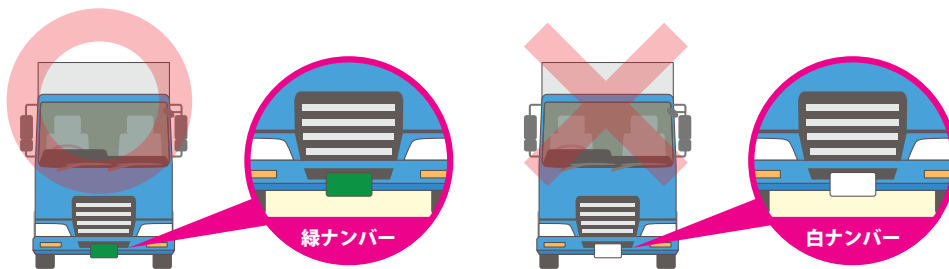
いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)

第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。

- 一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
- 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
- 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者



注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分その業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

**とりてき 取適法**（令和8年1月1日施行）と**物流効率化法**（令和8年4月1日施行）もトラック運送事業に関して新しい規制が適用されます。

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細は、公正取引委員会ホームページをご覧ください。



流通業務総合効率化法（物流効率化法）の詳細は、物流効率化法ポータルサイトをご覧ください。



国土交通省 トラック運送適正取引  
相談窓口はこちら



**JTA** 公益社団法人  
**全日本トラック協会**

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5  
全日本トラック総合会館 TEL.03(3354)1009代  
ホームページ <https://jta.or.jp/>

# 改正トラック法 (貨物自動車運送事業法) が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の2点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

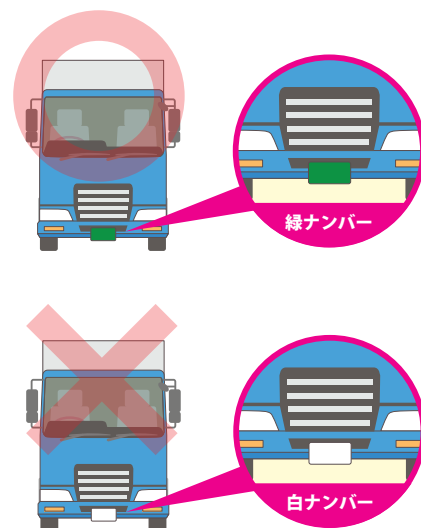
## 1 白トラ利用の罰則強化

**POINT!** いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)  
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。  
一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者  
二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者  
三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

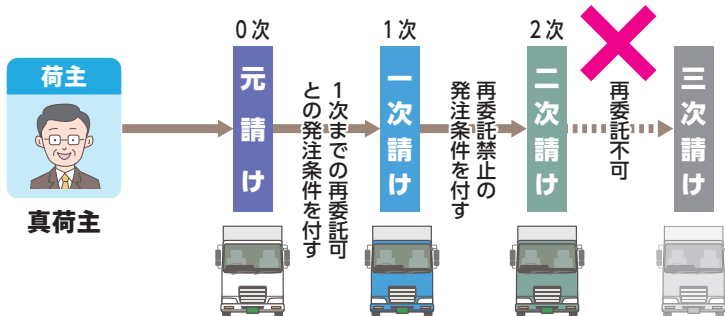


## 2 委託回数の制限

**POINT!** 元請事業者に対して、**再委託の回数が2回までに制限(努力義務)**されます。

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

### ●健全化事例



# 3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

## トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

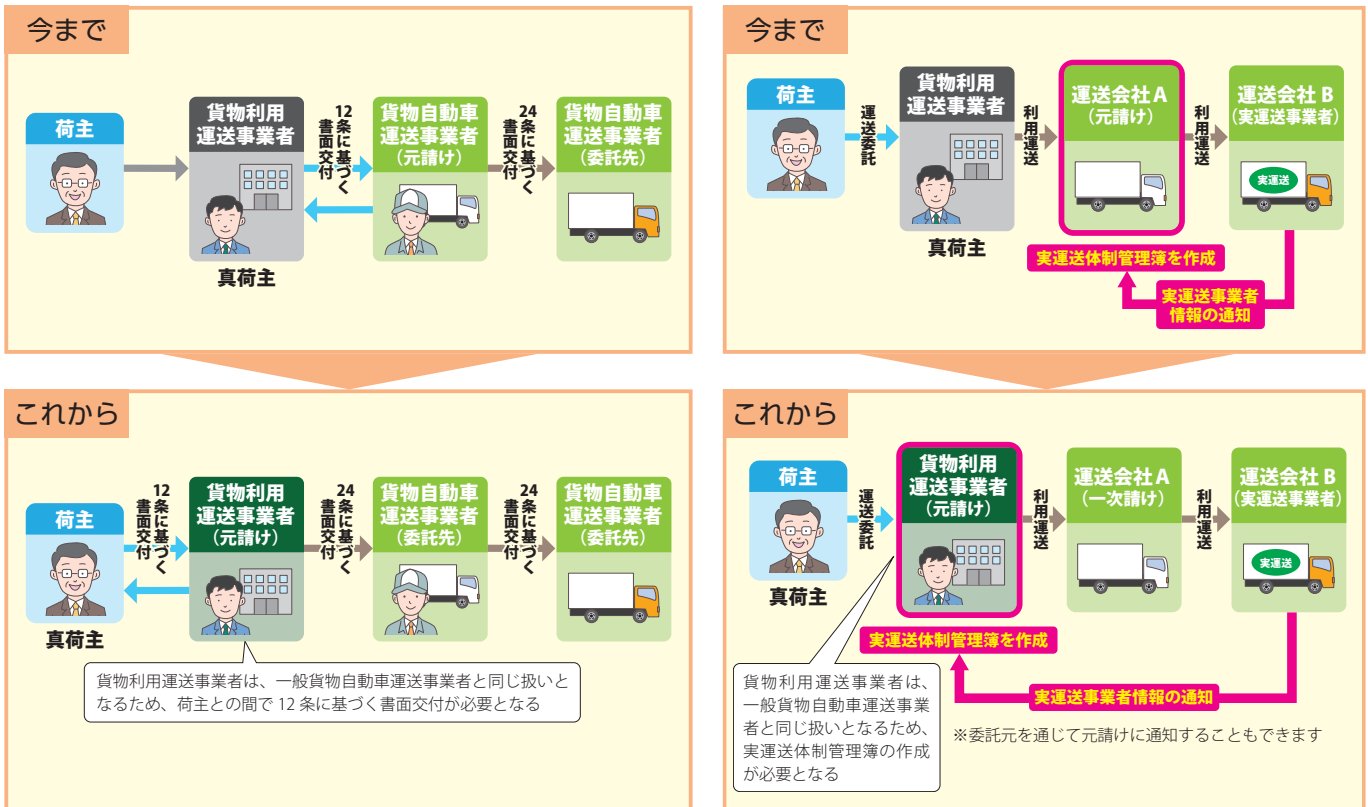
- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者



## 元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」において、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿作成義務が新たに課されます。

### 荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

